

**市民センターでマイナ  
ンバーカードの申請サ  
ポートなどを行います**

ID580

市職員が顔写真の撮影から申  
請まで行うほか、マイナンバー  
カードと健康保険証の連携サ  
ポートも行います。

**時**午前9時30分～正午**対**市内在住の方

**持**運転免許証などの本人確認が  
できる書類（顔写真付きでな  
いものは2点以上必要） ※  
持っている方はマイナンバー  
カード、通知カードも必要

**他**市役所市民課では常時サポー  
トを行っています

**問**市民課 ☎32-1302

| 開催日       | 場所                |
|-----------|-------------------|
| 11月5日(木)  | 大里東市民センター<br>研修室  |
| 11月6日(木)  | 千代田市民センター<br>会議室  |
| 11月7日(金)  | 稲沢市民センター<br>第一講習室 |
| 11月14日(金) | 明治市民センター<br>会議室   |
| 11月20日(木) | 下津市民センター<br>研修室   |
| 11月27日(木) | 小正市民センター<br>研修室   |
| 11月28日(金) | 大里西市民センター<br>大研修室 |

**年末特別融資相談会**

**時**11月19日(木)、午前10時～  
午後4時

**場**稲沢商工会議所会館研修室  
（朝府町）

**対**年末の資金繰りや経営環境が  
悪化している方、創業を考え  
ている方

**相談員** 日本政策金融公庫職  
員、愛知県信用保証協会職員

**内**マル経融資、事業資金、創業資  
金などの借入相談など

**申**電話（☎81-5000）で、稲  
沢商工会議所へ

**秋季全国火災予防運動****問**消防本部予防課 ☎22-2114 ID4377

これから日増しに寒くなり、火を使う  
機会が多くなります。皆さんの尊い生命  
や財産が火災によって失われることのな  
いよう、日頃から火の取り扱いに十分注  
意し、火災のない明るい街にしましょう。

**■住宅防火 いのちを守る10のポイント****4つの習慣**

- ☐ 寝たばこは、絶対にしない・させない
- ☐ ストープの周りに燃えやすいものを置かない
- ☐ こんろを使うときは、火のそばを離れない
- ☐ コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

**6つの対策**

- ☐ ストープやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する
- ☐ 住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- ☐ 部屋を整理整頓し、寝具・衣類・カーテンは防災品を使用する
- ☐ 住宅用消火器などを設置し、使い方を確認しておく
- ☐ お年寄りや体の不自由な方は、避難経路と避難方法を常に確保しておく
- ☐ 防火防災訓練への参加、戸別訪問など、地域ぐるみで防火対策を行う

**急ぐ日も  
足止め火を止め  
準備よし****県内一斉ノー残業デー**

「あいちワーク・ライフ・バ  
ランス推進協議会」では、11  
月第3水曜日を「愛知県内一斉  
ノー残業デー」として定め、働  
き方を見直す契機となるよう普  
及啓発に取り組んでいます。

11月19日(木)は、効率的に仕  
事を進め定時に退社し、趣味や  
家族との団らんなどの時間を過  
ごしてください。

**問**県労働福祉課 ☎052-954  
-6360

**海部・津島合同就職フェア**

**時**11月14日(金)、午後1時30  
分～4時

**場**津島市文化会館大ホール（津  
島市藤浪町）

**他**地元企業24社が参加予定  
※詳しくは、ハローワーク  
津島（☎0567-43-3911）  
のホームページで確認してく  
ださい

**愛知県最低賃金改正**

10月18日から県最低賃金  
が、時間額1,140円に改正され  
ました。県内の事業所で働くす  
べての労働者に適用されます。

**問**一宮労働基準監督署  
☎0586-45-0206

**高齢者・障害者虐待**

身体的・心理的・性的・経済的な虐待や放棄・放任などの虐  
待は、高齢者や障害のある方の尊厳を脅かすものです。

虐待を受けたときや、虐待を受けたと思われる高齢者などに  
気付いたときは、速やかに通報してください。

**通報先** 高齢者虐待…お住まいの地域の地域包括支援センター  
※詳しくは、ID2965 で確認してください  
障害者虐待…福祉課 ☎32-1278 FAX 32-1219 ID1493

**女性に対する暴力** ID813

DV、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメン  
トなど、女性に対する暴力は人権を著しく侵害するものであり、決して許される  
ものではありません。被害に遭った方は一人で悩まず、相談することが大切です。

**相談窓口** ※各相談窓口は、祝日・年末年始は休み

**市役所** 女性悩みごと相談 ☎32-1278  
第2・第4水曜、午前10時～午後3時30分

**県女性相談支援センター** 女性悩みごと電話相談 ☎052-962-2527  
午前9時～午後9時（平日）、午前9時～午後4時（土・日曜）  
弁護士によるDV専門電話相談 ☎052-962-2528  
月曜、午後2時～3時30分

**内閣府男女共同参画局** 性暴力被害相談 ☎#8891 24時間365日  
DV相談+（プラス）☎0120-279-889 24時間365日

**名古屋法務局** 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810 午前8時30分～午後5時15分（平日）

**問**地域協働課 ☎32-1146

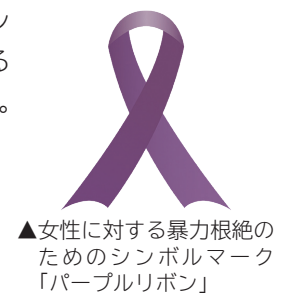
**児童虐待** ID2101

●「虐待かな？」と思ったら迷わず通告を  
確信はなくとも、虐待の疑いがあった場合、皆さ  
んには通告する義務があります。通告とは、「念のた  
め調査してください」と連絡することです。匿名の  
通告でも受け付けます。通告した方が責任を問われ  
ることはありません。

**子どもの「命」と「未来」を守り、子育てに悩む  
保護者を救うため、早めの情報提供をお願いします。**

●子育てに悩んでいる方、ストレスを感じている方は早めに相談を  
育児不安やストレスが積み重なると、はけ口が子どもに向けられて  
しまうことがあります。不安のある方は、早めに相談してください。

子育て相談室なのはな（中央子育て支援センター内） ☎34-4159  
健康推進課 ☎21-2300



▲女性に対する暴力根絶の  
ためのシンボルマーク  
「パープルリボン」

**通告先**

**児童相談所  
全国共通ダイヤル** ☎<sup>いち はや く</sup>**189**

一宮児童相談センター ☎0586-45-1558  
子育て支援課 ☎86-1327



▲オレンジリボンには子ど  
も虐待を防止するという  
メッセージが込められて  
います